

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月24日 津地方法務局鈴鹿出張所 登記官 米倉達也

記

意見又は資料の提出先

〒513-8510

鈴鹿市神戸一丁目24番3号（鈴鹿法務総合庁舎）

津地方法務局 鈴鹿出張所

電話番号 059-382-1171

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積(m ²)
	所在	地番		
1906 - 2021 - 0001	鈴鹿市若松東一丁目	9 2 6 番 1	宅地	5 9 ・ 5 0
1906 - 2021 - 0002	鈴鹿市若松東一丁目	9 8 9 番	境内地	2 4 9 9
1906 - 2021 - 0003	鈴鹿市若松東一丁目	9 9 0 番	墓地	6 6
1906 - 2021 - 0004	鈴鹿市若松東三丁目	1 5 8 4 番	境内地	2 1 2 5
1906 - 2021 - 0005	鈴鹿市長太旭町二丁目	2 3 5 7 番	墓地	1 5 8 6
1906 - 2021 - 0006	鈴鹿市長太旭町四丁目	3 2 9 7 番	宅地	1 5 2 ・ 0 6
1906 - 2021 - 0007	鈴鹿市長太旭町六丁目	2 0 7 0 番	宅地	1 9 ・ 8 3
1906 - 2021 - 0008	鈴鹿市十宮三丁目	9 4 8 番	墓地	1 6 5
1906 - 2021 - 0009	鈴鹿市十宮三丁目	1 8 4 3 番	墓地	2 6 7
1906 - 2021 - 0010	鈴鹿市十宮四丁目	8 2 5 番	墓地	1 9 8